

奈良県重症心身障害児等の地域生活の支援に関する条例の概要

令和3年4月
奈良県福祉医療部障害福祉課

1 制定理由

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことができる社会の実現に資するため、重症心身障害児等の地域生活の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに市町村等との連携及び協力を明らかにするとともに、重症心身障害児等の地域生活の支援に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、重症心身障害児等の身近な地域における支援体制の構築を図ろうとするもの。

2 制定背景

○重症心身障害児等の支援の現状

- ・重症心身障害児等は、全ての生活面において介助が必要で、医療的なケアを必要とする場合も多いため、身近な地域において生涯にわたり本人および家族が支援を受けられるためには、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、支援体制を構築することが必要である。
- ・医療と福祉の両面に精通し必要なサービスを調整できる人材は限られており、重症心身障害児等に対応した居場所（日中活動の場、医療型短期入所事業所等）は、県北部の施設に偏っているのが現状である。

○奈良県が担う役割

重症心身障害児者支援センターにおいて身近な地域における相談支援体制の構築をサポートするとともに、県東部地域、南部地域、その他の地域において居場所を確保する取組を推進すること等により、重症心身障害児等の地域生活を支援する。

3 条例内容

第一章 総則（第1条～第6条）

目的、定義、基本理念、県の責務、市町村及び関係機関等との連携及び協力等

第二章 基本的施策（第7条～第11条）

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 身近な地域における療育及び生活介護
- (3) 介護者に対する支援
- (4) 連携の強化
- (5) 人材の育成

第三章 具体的施策（第12条～第14条）

- (1) 奈良県重症心身障害児者支援センター：相談支援、各関係機関との連携、人材育成等の業務を実施
- (2) 重症心身障害児者地域支援センター：県東部地域、南部地域、その他の地域において児童発達支援等の業務を行う者を指定、又は県自らが実施
- (3) 関係機関等による協議の場の設置

4 施行期日

令和3年4月1日